

行政対応特別研究課題（農林水産政策研究）の政策評価書（令和２年度中間評価）

１．評価の対象とした政策

- ・肥料表示の適正化等に関する規制・制度の遵守強化における社会科学手法の導入に関する研究
- それぞれの研究の目的、目標、手段等は、別添の行政対応特別研究評価報告のとおりである。

２．評価を担当した機関及びこれを実施した時期

本評価は、農林水産省に設置された試験研究機関である農林水産政策研究所が実施している継続中のプロジェクト研究課題（以下「研究課題」という。）について、研究計画の見直し等今後の政策研究の適切な推進に資するため、平成３１年３月に、外部の学識経験者からなる研究課題ごとの評価委員会（以下「評価委員会」という。）が実施した。

それぞれの評価委員会の開催日は、別添のプロジェクト研究評価報告のとおりである。

３．評価の観点

本評価においては、必要性（社会的ニーズへの対応、政策の企画・立案への貢献）、効率性（研究計画の妥当性、研究資源・実施体制の妥当性）及び有効性（学術面からみた研究成果、研究目標の達成度）の観点から総合的に評価を実施した。

４．政策効果の把握の手法及びその結果

効果の把握は、研究課題の研究成果概要書及び担当者の自己評価を、評価委員会において検討することにより行った。研究成果概要書には、目的、方法、成果の概要、成果の発表について取りまとめて記載した。

その結果は、別添の行政対応特別研究評価報告のとおりである。

５．学識経験を有する者の知見の活用

専門的知見を有する外部専門家から構成される評価委員会が評価を実施することにより、客観性及び透明性の確保を図った。

評価委員会の構成及び評価委員会からの意見は、別添の行政対応特別研究評価報告のとおりである。

６．評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価の基本資料として、研究課題ごとの研究成果概要書を作成し、使用した。

７．評価の結果

対象となる研究課題について、評価委員より、「順調に進行しており、問題はない」との評価がなされた。

この評価及び評価委員からの指摘を踏まえ、次年度の研究推進に当たって改善を図りつつ、継続して実施することとしている。

なお、詳細な評価結果及び対応方針は、別添の行政対応特別研究評価報告のとおりである。